

こんにちはみなさん、中村です。お元気でご活躍のことと思います。北海道では初雪が降ったそうです。11月に入り東京も寒くなりました。私ごとで恐縮ですが、先月事務所の二人の仲間に可愛い赤ちゃんが誕生しました。女の子は優那（ゆうな）ちゃん、男の子が仁和（さねかず）くんです。子供の笑顔は何物にも代えがたい。澄んだ目で見つめられると、まるで吸い込まれてしまいそうな錯覚にとらわれます。この子たちの未来を私たちは見守っていきたいと思います。職員一同、気持ちを、さらに一層引き締めて皆様のお手伝いをさせていただきます。

～「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」 認定制度が始まりました～

この制度は、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者機関として都が指定した(財)東京都環境整備公社が評価・認定する制度です。産業廃棄物処理業者の事業内容や取組の状況に対応し、2つの基準に適合した業者を認定するもので、認定区分は ①産廃エキスパート（第一種評価基準適合業者）業界のトップランナー的業者 ②産廃プロフェッショナル（第二種評価基準適合業者）業界の中核的役割を担う優良企業 があります。

評価・認定は、第三者機関である(財)東京都環境整備公社が評価委員会を設置し、公平・公正に行い、処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮したより高度な取組を総合的に評価（書類審査・現地審査）します。

評価項目は、①遵法性（※評価事項：9～15項目）法定要件・義務を確実に履行していること（例）・環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない ・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない

②安定性（評価事項：17～33項目）安定的で信頼性のある自主的な運営を行っていること（例）・自己資本比率が15%以上である ・事故時や災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。危機管理教育、防災訓練等を定期的に行っている ③先進的な取組（評価事項：14～20項目）環境貢献活動等、先進的な取組を行っていること（例）・エコドライブ（「エコドライブのすすめ10ヶ条」等）の徹底に取り組んでいる ・都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる となります。

認定の有効期間は 2年間 で、認定申請期間は10月26日～11月25日までとなり、平成22年2月に東京都及び(財)東京都環境整備公社のHPで認定処理業者が公表されます。

申請には、許可の区分、認定区分等によりそれぞれ申請料がかかります。

制度、申請・申請料等に関する詳しい内容についてはそれぞれ下記へお問合せ下さい。

（制度に関するお問い合わせ先）

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 TEL 03-5388-3586

（申請に関するお問合せ先）

(財)東京都環境整備公社 優良性認定評価室 TEL 03-3644-1381

※評価事項数は、申請区分によって異なります。

（中山、山中、森）

建設業Q&A

Q、「技能検定」で2級の「防水施工」に合格しているのですが、専任技術者にはなれますか？

A、今回、合格しているのが2級の「防水施工」ということですので、合格後さらに一年以上の実務経験が必要となります。（平成16年4月1日以降の合格者は三年以上の実務経験が必要となります。一級は実務経験は不要）所定の実務経験を要していれば、防水工事業の専任技術者になることができます。「技能検定」にはいろいろな検定職種があり、合格した検定職種により専任技術者になれる業種が異なります。また、検定職種によっては求められる実務経験の工事内容が限られていたりするので、持っている検定職種が建設業のどの種類に該当するか確認して置くことが、大切です。（森）

秋の果物 柿



秋の果物といえば、まず柿が思い出されます。

柿は奈良時代から栽培されているなじみの果物で、昔は稲刈りの時の水分補給のために、田んぼの近くに多く植えられていたと聞きます。

柿の渋みの元はタンニンで、熟すと渋みを感じなくなる甘柿はそのまま食べられますが、渋みが残る渋柿は、アルコールや炭酸ガスを使って渋抜きをしてから出荷されます。

ビタミンC、カロテン、ミネラル、食物繊維が豊富なので、風邪や貧血予防、血圧降下が期待できます。特にカロテンの一種クプトチサンチンとリコピンに抗ガン作用があるといわれています。タンニンにはアルコール分解作用があるので、二日酔いの朝には柿がおすすめです。

熟しすぎたものも、冷凍するとシャーベットのようにしておいしく食べられます。（森）